

田代町企画室編集 毎月5日 1550部発行



初夏の風物詩二題

目に青葉、山ほととぎす

初がつお・
・
・
・
・

今年も新緑の薫る初夏が

や
っ
て
き
た



農村の初夏は、田植えと

茶摘みに初まる

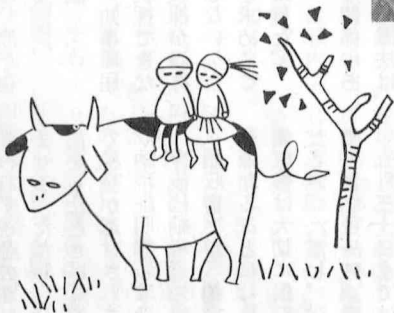
大自然に抱かれて

黙々と苗を植え、新芽を摘

んでゐる人々

その人々の顔には

悦びと希望があつた



五月のこよみ

2日(木) 婦人会長会

3日(金) 憲法記念日

4日(土) 小組合長会

5
日 (日)
こどもの日

7日(火) 田代中修学旅行

8日(水) 民生委員会

レントゲン（学校）

町長通告
所長通告

5 日 (木)	新仁老研修会 和卡登録会查
---------	------------------

6	1
日	日
寸	寸
長	和
冬	上
管	登
里	鉦
云	槌
員	查

7月10日(金) 選挙管理委員会
11日(土) 田代中PTA総会

9 日(日)	11 日(金)
町長選挙投票日	田代中PTA総

2010年10月1日
金融協議会

21 日 (火) 教育委員会

畜産振興大会

22日(水) 栄養改善推進協議

会

23
日(木)
乳児検診

24日(金) 農業委員会

見直そう「山の価値」

生活環境を守る緑の資源

ことしも鹿児島県を振り出しに全国各地で「緑の週間」が繰り広げられており、今月の十五日には岩手県で天皇陛下ご臨席のもとに恒例の植樹祭が行なわれます。植樹祭は終戦直後、戦争で荒廃した国土をもう一度緑化しようとの趣旨のもとに始められ、今年で二五年目を迎えます。

その後、経済が高度成長期にはいるとともに、「木材パルプ資源の増産をはかる」という方向に変わり、さらに最近では「生活環境を守るために森林を育てよ



民との経済面のつながりでありましたが、最近、森林は国民生活環境の保全という単に私たち町民だけでなく、日本の国民全体の資源としての新しい「価値」が認められてきました。そこで森林がもっている新しい「価値」はどのようなものがあるか調べてみましょう。

森林の機能

1. 水資源かん養機能
森林は降った雨を貯える機能をもち、自然のダムを動かします。これを貯水ダムに例えてみると、日本全国の森林の貯水能力は年間二千三百億トン、金額にして一兆六千億円の金額に相当するといわれています。
2. 土砂流出防止機能
森林は、土砂の防止機能がすぐれており、災害の防止、国土の保全に大きな役割を果たしています。この土砂防止機能を砂防ダムに代替させることとすると、年間、二兆二七〇〇億という巨額の金額を必要とすることになります。
3. 酸素供給、大気浄化機能
全国の森林が出す酸素は年間五二〇〇万トン、炭酸ガスの吸収量は六千九〇〇

万トンと推定されます。酸素を仮に工場で生産したとすると、年間、四兆八七〇〇億円の生産額に当り炭酸ガスを人工により浄化するとすれば、数兆円の経費を必要とすることになります。

4. その他の機能
森林は以上の外、①保健休養機能、②野生動物の保護機能、③気温の調整機能、④騒音防止機能等多くの機能をもっておりこれらの面でも数兆円の価値があるとされています。

森林法の改正

以上述べたように、都市周辺の生活環境の悪化により、森林の価値は急速に高まっています。このような情勢に対応して、現在の森林法も改正する必要に迫られて参りましたが、主なる改正点は次のようになっています。

①森林計画を流域毎に作る
森林計画を河川の流域毎に作ることに伴って、水源のかん養、土砂流出防止等の機能は勿論、木林生産等の経済的な機能も総合的に発揮できる。

②民有林開発の規制
一定面積以上の民有林の開発には知事の許可を必要とすることにし、違反者には工事中止、又は、原形復旧命令を出させる。

③伐採には届出制
森林所有者は、知事に届出をしなければ伐採できないようにした。伐採が森林開発計画に適合しない場合は、計画の変更を求めることができることにした。

保安林法の改正

森林法と密接な関係にある保安林整備臨時措置法は、本年五月一日で、その有効期間を更に十年延長し、前に述べたような社会情勢に対応して失効することになったが、その内容も充実したものとなります。

自動車税の取扱いが

変わります

税法の改正によって、自動車税の取扱いが、四九年から次のように変わります。

納期は毎年五月に一回
従来は四月と十月の二回に納付していましたが、本年度から五月に一回だけとなります。

課税後の異動の場合の税金
五月に納税通知書を発行後、車の更新その他の異動があっても翌年の四月まで

は、納税義務者の変更は行なわれず税金の還付はありません。ただし、登録の取消をしたときは月割によって税金が還付されます。

▽納税証明書の取扱
今後は納税通知書の一片（領収書）が、納税証明書兼ねることになります。領収書は大切に保管してください。ただし、従来の自動車税納税済確認書は、本年五月三十一日までは使用できます。又、四八年度以前に滞納のある場合は※印のついた納税通知書が発行され、その領収書は納税証明書としては認められないことになっています。

▽納税は銀行、郵便局の窓口で
納税は最寄りの鹿児島銀行、旭相互銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫、郵便局を御利用ください。これらの窓口で納税され、鹿児島島の自動車税管理事務所へ直送され、電算機により早く確実に処理されます。（自動車税について疑問の点は、電話、鹿屋3の3121（鹿屋財務事務所）へお問合せください。）

任期満了による町長選挙

五月一九日実施

現町長の任期は六月十三日に満了しますが、任期満了による選挙が五月十九日に決定しました。現在私達の町は、急速に進む過疎化と、経済の貧困による出稼の問題をかかえています。このような時機に次の四年間の町政を担当する町長については、町民の一人一人が真剣に考えて、自らの意志によって最適な人を選ばなければなりません。

次に今回の選挙の日程等のあらましについて説明いたします。

○選挙の期日
昭和四九年五月十九日

○選挙の告示
昭和四九年五月十二日

○立候補受付
五月十二日、十三日の二日間

○右の期間内に立候補者が二人以上あり、途中一人になった場合は補充立候補の受付があります。

○選挙権
昭和二九年五月二十日までに出生した者（二〇才以上）で、昭和四九年二月八日以前から（三月以上）本

町内六ヶ所の投票所で行なわれます。

入場券に投票所は記入してあるので、指定された投票所へ行って投票してください。

③選挙当日不在の方は不在者投票を
選挙当日、投票区の区域外へ旅行その他の目的で不在の場合は、その前日まで不在者投票をしましょう。④字のかけない方は代理投票を
字のかけない人は、当日投票所に行きそのことを申し出て代理投票をしてください。

選挙運動
○選挙運動の期間
立候補届出の日から選挙

の前日まで
○選挙運動を制限される者
投票管理者、選挙長、選挙管理委員会の委員、職員は選挙運動が禁止され公務員、教職員は運動が制限されています。

○禁止される選挙運動
買収、戸別訪問、署名運動、飲食物の提供、氣勢をはる行為は禁止されます。その他の運動も一定の規制が設けられ、その範囲内で行なわなければなりません。

○開票
開票は即日開票の予定で、場所は役場会議室が予定されています。

県民の健康で文化的な生活を守る

県自然環境保全条例施行

県の自然環境保全条例が去る三月二十九日から施行されました。この条例のねらいは、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、現在及び将来の県民が等しくその恩恵を受けることができるように、自然環境保全地域を指定しその保全をはかるうとするものです。

県の自然環境保全条例が去る三月二十九日から施行されました。この条例のねらいは、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、現在及び将来の県民が等しくその恩恵を受けることができるように、自然環境保全地域を指定しその保全をはかるうとするものです。

1. すぐれた天然林が相当部分を占める地域
2. 地形、地質、自然環境が特異な地域
3. 自然環境がすぐれている海岸、湖沼、河川等、植物の自生地、野生動物の生息地

これらの保全地域は、「特別地区」と「普通地区」に分けられ、次のような工事、又は、行為をしようとする者は、事前に知事に対し特別地区の場合は許可を、普通地区の場合は届出をしなければ工事に着手することはできません。

1. 建物等工作物の建設
2. 宅地造成、開墾
3. 土石の採取
4. 水面の埋立、干拓
5. 木竹の伐採その他

知事はこれらの許可申請又は届出があったときは、内容を調査の上、場合によっては許可を与えず、又は計画の中止を命ずる等、必要な措置をとることができま

又、特別地区内で、野生の動植物を保護するため必要があるとき、一定の区域を「野生動植物保護区」に指定し、区域内での野生動植物の捕獲、採取が禁止されます。

以上の保全区域以外の一一般の区域でも、環境保全という目的から一団地一ヘクタール以上の規模で、宅地造成、ゴルフ場造成、土石の採取、水面埋立、開墾、建物の建設等をしようとする場合は、事前に市町村長

印紙税が

かわりました

領収証などには印紙の金額が、昭和四九年五月一日からかわりました。

△変った点▽

○領収証には印紙は、今まで一律に20円でしたが、今後は、売上代金の領収証については、売上金額に応じて印紙の金額がかわってきます。

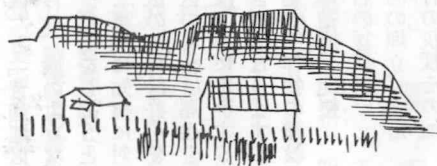
例えば、50万円以下50円、50万円を超え100万円以下100円、100万円を超え200万円以下200円、1億円をこえるもの2万円

○営業に係る領収証は、今までと同じように印紙はいりません。

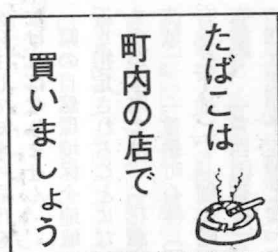
四下段へつづく

昭和49年度 部落役員名簿

区分 部落名	小組合長	副小組合長	婦人会長	区分 部落名	小組合長	副小組合長	婦人会長
下	井手籠 親		小 牧 ミ ツ	盤 山 町 長 島	川 畑 輝 男	川 畑 ハツエ	
馬 場 釘 田 尚		岩 下 辰 子	富 田 君 付 美代次	入来院 勝 己	大 園 エ キ		
東ノ原 山 下 一 良		園 田 サ ツ	平 石 貫 見 憲 志	平 石 勉	平 石 イ リ		
長 谷 松 元 順		牧 原 タミ子	柴 立 小 牧 親 典	玉 泉 実	山 崎 洋 子		
西中郡 隈 崎 定	市 来 勝男	宮 原 ユリ子	上 柴 立 小 園 一 郎	富 尾 道 男	松 崎 克 子		
東中郡 前之園 良 輝	中 村 義雄	中 附 チエ子	上 原 今 村 忠 一	田 中 正 一	上 原 ナ リ		
橋ノ口 篠 原 満	中 厚 俊光	田ノ脇 フヂ子	原 沢 大 垣 厚 志	早 瀬 辰 己	川 辺 ミチ子		
中 村 中 村 和 郎	中 村 秋晴	有 里 ナミ子	池 野 川 前 忠 男	井之上 正太郎	浜 川 ノ キ		
山 下 山 下 深	門 前 正二	岩 下 ツヤ子	瀬 戸 口 中 野 敏 吉	加治佐 光 徳	時 吉 ミチ子		
岩 崎 大 寺 進	佐 多 親	折小野 エミ子	猪 鹿 倉 猪鹿倉 忠 義	猪鹿倉 利 男	川 路 フミ子		
表 木 尾ノ後 幸一郎	上吹越 清香	門 前 カズエ	鳥 淵 平 原 時 夫	鳥 淵 節 夫	平 原 フミエ		
折小野 田 原 和 夫	上 原 正春	小梅枝 トミ子	早 瀬 早 瀬 辰 二	小 路 亨	桑 鶴 テル子		
山ノ口 永 田 登		田 中 ノリ子	郷ノ原 下 脇 勇 吉		松 崎 ミチ子		
西大原 山 元 等	大 原 辰己	山 元 ミヤ子	辺 志 切 近 川 義 範	近 川 正 人	近 川 キサエ		
東大原 安 田 光 夫		安 田 定 子	鶴 園 柳 田 正 夫	久 保 卓	久 保 イチ子		
中 尾 横 原 次 夫		山 野 ミ カ	花瀬官行 上 野 義 治				
新 田 大柄根 藤 夫	皆 錢 逸男	江 田 ミツエ	大原住宅 凶 師 貞 夫				
内ノ牧 岩 切 松二郎	川 崎 一郎	村 山 シズ子	麓 住 宅 宮 島 和 男				
重 岳 森 田 清							
鵜 戸 野 楠 元 忠 雄		早 瀬 フヂ子	計				
久 木 野 藤 崎 操	藤 崎 治雄	上 野 フヂ子					



三面下段より
 ○ 営業に係関係している領収証で印紙をはらなくてもよいのは、今まで1万円未満となっていました。今は3万円未満になりました。
 ○ 預貯金証書、委任状、貸借契約書、商品売買契約書など今まで一律に20円の印紙であったものが50円になりました。
 ○ 金銭の受取通帳などの印紙は今まで40円でしたが、今後は100円になりました。
 ○ 5月1日現在で使用中の通帳や判取帳の印紙はそのまま結構です。これから新しくくるものや付け始めて1年を過ぎた時には改正後の印紙をはってください。



戸籍に関する情報は

ホームページ上では

掲載していません

49.4.1 現	
世帯数	1,509
人 口	4,895
男	2,280
女	2,615